

令和6年度西之表市教育交流施設整備基本構想・基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の目的及び公募型プロポーザル方式で事業者を選定する趣旨

本事業については、老朽化した施設（特に図書館、子育て施設等）の設置及び集約など、公共施設の在り方の検討や、市民にとって利便性の高い行政機能の検討、コミュニティ形成のための効果的な利用など、総合的な構想、計画の策定を行うことを目的としている。そのため、高い専門知識を有し、実績、提案力、作業体制、実効性を総合的に備えた業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

2. 業務の概要

- (1) 事業主体 鹿児島県西之表市
- (2) 業務名 令和6年度西之表市教育交流施設整備基本構想・基本計画策定業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 予算 この業務に係る予算は13,923,940円（消費税を含む。）となっていることから、業務委託料積算に関しては、予算の範囲内とすること。

3. 提案の審査及び契約の方式

- (1) 公募により、西之表市教育交流施設整備基本構想・基本計画策定業務委託（以下、「本業務」という。）に関する提案を受け、本市で組織するプロポーザル等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合的に優れた提案を行った事業者を選定する。
- (2) 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - ①企画提案書等の評価
 - ②委託事業者の決定
 - ③その他、委託事業者選定の実施に関して必要と認める事項
- (3) 契約に際しては、提案事項を必ず実施することとし、本市において、特別な意向がある場合は、協議、調整を行ったうえ、合意が得られた時点で契約を行う。また、契約書に記載する項目の詳細については、基本的に本市において決定するものとする。
- (4) 審査の対象者が1者の場合であっても、審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託予定者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4. 提案参加資格

本業務に係る企画提案に参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申込書提出時において、本市での指名停止の措置を受けていない者であること。ただし、参加申込書提出から契約締結までの間に、本市から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。

- (3) 法人格を有し、決算状況及び経営規模において、本業務の履行に支障がない法人であること。なお、公益性の高い法人であることが望ましい。
- (4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録、または建設コンサルタントとしての登録を有すること。
- (5) 次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- ①本業務に必要な専門的知識及び技術を有する者がその法人に所属していること。
- ②以下の要件を満たす者であること。
- [実績要件]
- ・一級建築士として文化施設、社会教育施設等の設計及び工事監理の実績がある。
 - ・過去 10 年以内に文化施設、社会教育施設等の建設の基本構想若しくは基本計画策定の実績がある。
 - ・共同企業体の場合は、代表者が上記の要件を満たすこと。
- [資格要件]
- ・配置可能な管理技術者等に一級建築士、技術士（建設部門・都市および地方計画）の資格を有する者が所属していること。
 - ・共同企業体の場合は、代表者が上記の要件を満たすこと。
- (6) 共同企業体の資格
- ①共同企業体の構成員の数は、2 又は 3 者とする。
- ②代表者は、共同企業体において、中心的役割を担う履行能力を有していること。
- ③構成員は、他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

5. スケジュール

実施内容	期日	提出期限等
公募開始	令和 6 年 6 月 11 日(火)	市ホームページ掲載
質問書の提出	令和 6 年 6 月 11 日(火)～6 月 18 日(火)	
質問回答	令和 6 年 6 月 19 日(水)	市ホームページ掲載
参加申込書の提出締切	令和 6 年 6 月 24 日(月)	1 次審査
参加資格結果通知	令和 6 年 6 月 26 日(水)	
企画提案書の提出締切	令和 6 年 7 月 5 日(金)	
プレゼンテーション	令和 6 年 7 月 9 日(火)	
審査結果の通知	令和 6 年 7 月 10 日(水)	

6. 参加手続等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり、参加申込書等を提出しなければならない。

①提出書類（各 1 部）

- ア. 参加申込書（様式第 1 号）
- イ. 法人概要書（様式第 2 号）

ウ. 業務実績書（様式第3号）

エ. 管理技術者等の経歴と実績（様式第4号）

※ウには、4（5）②の実績要件に該当する受注実績を1件以上記載すること。

※エには、1級建築士、技術士の資格を証明する書類を添付すること。

- ②提出期限 令和6年6月24日（月）まで 午前8時30分から午後5時15分までの間
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）
- ③提出場所 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地
西之表市役所企画課政策推進係
- ④提出方法 持参又は郵送によること（郵送の場合は、提出期限内に必着のこと）

（2）参加資格の確認等

4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年6月26日（水）までに、参加資格結果を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

7. 質問回答

（1）質問書の提出

- ①提出締切 令和6年6月18日（火）まで
午前8時30分から午後5時15分までの間（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）
- ②提出場所 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地
西之表市役所企画課政策推進係
メールアドレス seisaku@city.nishinootte.lg.jp
- ③提出方法 「質問書（様式第7号）」により、電子メールで提出すること。

（2）質問の回答方法

質問に対する回答は、質問者全員の回答を一覧表にまとめ、令和6年6月19日（水）までに、市ホームページに掲載する。電話など、上記の方法以外での質問は、原則受け付けない。

8. 企画提案書の提出について

（1）提出書類

- ア. 企画提案書提出書（様式第5号） 1部
- イ. 企画提案書（様式は任意） 14部
 - ・原則として、A4判縦置き、横書き両面印刷、左綴じとし、簡潔に記載すること。
 - ・補足資料は、A4判横、A3判横で使用しても可。
- ウ. 業務工程表（様式は任意） 14部
- エ. 業務実施体制（様式第6号） 14部
- オ. 業務見積書（様式は任意） 1部

（2）提出期限及び提出方法

- ①提出締切 令和6年7月5日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分までの間（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）
- ②提出場所 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

西之表市役所企画課政策推進係

③提出方法 持参又は郵送によること（郵送の場合は、提出期限内に必着のこと）

9 審査内容

(1) 1次審査（書類審査）の実施

審査は、委員会事務局（企画課）において、書類審査を行い、上位3位を選定する。ただし、参加申込書の提出が3者を超えない場合は、すべてのものを2次審査の対象とする。

審査項目	評価基準	配点
業務実績	公共施設等の基本構想・基本計画策定の実績	20
	住民参加のワークショップ支援の実績	

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

①審査

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、「西之表市教育交流施設整備基本構想・基本計画策定業務委託に係る審査実施要領」に定める。

②日時 令和6年7月9日（火）午後を予定

③実施場所 西之表市役所内

※1次審査通過者に、日時、場所を通知する。

④実施方法 提案内容を簡潔にまとめたパワーポイント等の使用は認めるが、企画提案書に記載のない資料の追加は、認めない。

⑤出席者 3名以内

⑥説明時間 30分以内（提案説明15分、質疑応答15分を予定）

⑦採点基準

審査項目	評価基準	配点
方針及び体制	・本事業のコンセプトを十分に理解した実施方針か ・本事業を実施するにあたり、十分な体制であるか 等	20
実施スケジュール	・円滑な業務を行えるスケジュールとなっているか 等	20
住民ニーズ等の把握、組織の運営支援	・住民、施設利用団体などのニーズを的確に把握する方法、プロセスが明確か 等	35
設置方法の検討	・方法、プロセスが明確か 等	35
施設に必要な要素及び機能の検討、管理運営案の整理	・必要機能、諸室、規模等を的確に判断できるよう検討する方法、プロセスは明確か ・市民ニーズを反映したスペースの創出、利用者の交流促進を図る方法、提案、プロセスは明確か 等	35
独自提案	・地域性等を活かした本市ならではの提案か ・市民目線の提案か 等	25
プレゼンテーション能力	・提案内容を明確にわかりやすく説明しているか 等	5

見積書	・見積書の価格に対する加点	5
		合計 180

(3) その他

- ・参加申込書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出すること。

10. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①参加申込書提出後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ほかの提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ①提出された企画提案書等は返却しない。
- ②提出以降における企画提案書等の追加・修正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ⑤提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事業にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥提出された書類は、西之表市情報公開条例及び西之表市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦企画提案書等の制作のために、本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑧本事業の委託料は、完了払いとする。

11. 担当（問い合わせ先・書類等提出先）

西之表市企画課政策推進係 田上・川口

〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

電話 0997-22-1111（代表） 内線 211

Fax 0997-22-0295

メールアドレス seisaku@city.nishinoomote.lg.jp